

きれいな空気を 守りましょう

●野焼きは法律で禁止

近隣での野焼きによる相談や苦情が多くなっています。野焼きは絶対にやめましょう。

ごみなどは、市のごみ収集や資源として出すなど適正に処理し、快適な生活環境を守りましょう。

●稲わら焼き禁止期間

稲わら焼きは、県条例により原則禁止されており、特に稲わら焼きが多い10月1日(土)から11月10日(木)までの間は全面的に禁止されています。

稲わら焼きの煙による視界不良が交通事故を引き起こす原因となる場合があります。稲わらは水田にすき込んだり、堆肥として利用するなど、有効活用に努めましょう。

環境
通信

問合せ 環境衛生課

☎89・2173

公園の利用マナーを 守りましょう

公園は公共の場です。公園や公園内の施設を利用する方が、安全で快適に利用できるように利用マナーを守りましょう。

- ・ゴミは持ち帰る
- ・犬を散歩させるときはリードでつなぎ、フンは持ち帰る
- ・公園でたき火はしない など



問合せ 都市整備課

☎89・2197

イベント

市役所さくら庭屋台村 秋ビア秋の収穫祭

秋空の下、地産地消にこだわった食彩屋台村で能代の食をお楽しみください。

日時

9月30日(金)～10月2日(日)

午前11時～午後8時

場所 市役所さくら庭

問合せ 能代観光協会

☎88・8802

10月1日は 浄化槽の日



浄化槽の日は、公共用水域の水質保全や、公衆衛生の向上を目的に制定された日です。

市では河川などの水質保全のため、公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽による生活排水の処理を推進しています。

問合せ 下水道課 ☎89・2203

■合併処理浄化槽へ転換を

浄化槽は、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の2種類があります。

単独処理浄化槽は生活雑排水がそのまま側溝などへ流れ、ため、新設が原則禁止されています。設置済みの単独処理浄化槽の使用者は、合併処理浄化槽への転換に努めるものとされています。

■下水道への接続と

トイレの水洗化を

下水道工事が完了し、供用開始となったときは、3カ月以内に下水道に接続すること、3年以内にトイレを水洗化することが義務づけられています。

水洗化工事は融資あっせん制度もありますので、お気軽にご相談ください。

■浄化槽関連制度のご紹介

●市設置型制度

市の公共下水道全体計画区域外や農業集落排水区域外の専用住宅や事業所などを対象に、合併処理浄化槽の設置からその後の維持管理までを市が行う制度です。工事の分担金と毎月の使用料が必要です。

申請期限 11月30日(水)まで

●個人設置型制度

市の公共下水道全体計画区域で事業計画区域外の一般住宅に、合併処理浄化槽を設置する場合、費用の一部を補助します。浄化槽の維持管理は個人が行います。人槽に応じた補助金額が異なります。

申請期限

令和5年1月31日(火)まで

■浄化槽を管理・使用する方へ

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚染を処理する装置です。微生物が活躍しやすい環境を保つように維持管理することが大切です。

【維持管理の目安】

保守点検：4カ月に1回以上
清掃：年に1回以上
法定水質検査：年1回

【保守点検や清掃業の許可業者】

能代清掃センター

☎52・2286

能代広域清掃 ☎52・9813

鷹阿二清掃興業

☎0186・62・1553

【指定検査機関】

秋田県総合保健事業団

☎018・880・5046

■浄化槽工事を営む方へ

県知事の登録・5年ごとの更新が必要です。

問合せ

県山本地域振興局総務経理課

☎52・6203